

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和5年9月21日(木)午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者	議長 萩谷 俊行	副議長 大和田和男
	議員 寺門 勲	議員 原田 陽子
	議員 小池 正夫	議員 石川 義光
	議員 關 守	議員 富山 豪
	議員 花島 進	議員 寺門 厚
	議員 木野 広宣	議員 古川 洋一
	議員 勝村 晃夫	議員 武藤 博光
	議員 笹島 猛	議員 君嶋 寿男
	議員 遠藤 実	議員 福田耕四郎

欠席者 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範 次長 秋山雄一郎
次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐以上及び発言者)

市長 先崎 光	副市長 玉川 明
教育長 大縄 久雄	総務部長 玉川 一雄
保健福祉部長 生田目奈若子	こども課長 萩野谷 真
こども課長補佐 水野 厚子	上下水道部長 渡邊 勝巳
下水道課長 金野 公則	下水道課長補佐 秋山 洋一
教育部長 小橋 聡子	学校教育課長 猪野 嘉彦
学校教育課長補佐 生田目綾子	学校給食センター長 梅原 雅美

会議に付した事件

- (1) 議会運営委員会委員長報告
・令和5年第4回定例会について
…委員長報告のとおりとする
- (2) 那珂市公共下水道事業整備方針(案)の策定について
…執行部より説明あり
- (3) 学校給食への危険異物の混入について
…執行部より説明あり
- (4) スクールバスにおける児童取り残しについて
…執行部より説明あり
- (5) 公立学童保育所における民間事業者への委託の検討について

…執行部より説明あり

(6) 令和5年度第1回茨城県市議会議長会議員研修会への議員派遣について

…寺門勲議員、原田議員、小池議員に決定

(7) 委員長報告

・産業建設常任委員会

…委員長報告のとおりとする

(8) その他

・10月の全員協議会開催日について

…事務局より概要説明

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

事務局長 それでは、皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、3密をできるだけ避けるため机の間隔を開けております。また、換気のため廊下側のドアを開放して行います。

ただいまより全員協議会を開会いたします。

初めに、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めて、おはようございます。

明日が最終日と、前日、全員協議会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

今日は、会議事件としては少し多めの、その他含めて8件であります。そういう意味でスムーズなご審議、また慎重なご審議をお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局長 それでは、この後の進行は議長をお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いします。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はございません。定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

議事に先立ちまして、市長が出席しておりますので挨拶をお願いいたします。

市長 おはようございます。

本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営に特段のご配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、ご報告となりますが、さる9月8日、第三中学校に提供した学校給食において、金属片が混入するという事故がございました。幸いにも生徒や教職員にけがはありませんでした。また、一昨日、芳野小学校児童の下校時に使用しているスクールバスにおいて、児童1名を降りるはずのバス停で降車させず、終点のバス停まで乗車させるという事案が発生しました。児童の降ろし忘れに運転手が気づき、終点からバスを折り返し、保護者に引き渡しました。立て続けの事故等の報告となり、議員の皆様にはご心配をおかけいたしました。大変申し訳ございませんでした。

学校給食の異物混入につきましては、5月、6月に起きた一連の異物混入を踏まえ、より一層の安全確認の徹底と作業手順の遵守に努めてまいりましたが、今回は、そのような中での事故となり、事態を大変重く受け止めております。保健所の指導なども受けながら、改めて原因の究明等、再発防止に取り組んでまいります。

また、スクールバスにおける児童の降ろし忘れにつきましては、当該児童にけがや体調不調はありませんでしたが、あつてはならない大変大きな事案でございます。既に学校及び委託先のバス運行会社への聞き取りを実施したところではございますが、原因究明に努めるとともに、二度とこのようなことがないように取り組んでまいります。

それでは、本日の全員協議会でございますが、ただいまおわび申し上げましたスクールバスの件も含めまして、全4件のご説明をさせていただきます。ご協議のほどよろしくお願いをいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。

議会運営委員会、古川委員長より報告を願います。

古川議員 それでは、議会運営委員会の開催及び経過につきましてご報告をいたします。

先ほど議会運営委員会を開催いたしました。会議事件は、令和5年第4回定例会会期日程（案）についてであります。令和5年第4回定例会の会期日程案は、ただいまタブレットに表示されているとおりでございます。そのように決定いたしました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 委員長の報告が終わりました。

何か確認したいことはございませんか。

（なし）

議長 ないようですので、この件につきましては委員長報告のとおり決定いたします。よろしくお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時05分）

再開（午前10時07分）

議長 再開します。

続きまして、那珂市公共下水道事業整備方針（案）の策定について、執行部より説明願

います。

下水道課長 下水道課長の金野です。ほか職員1名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、全員協議会資料、那珂市公共下水道整備方針（案）の策定についてご覧ください。

これまで公共下水道事業計画期間の延伸及び事業計画区域拡大については、計画期間の延伸が必要なこと、また、令和8年度の概成が見込めることから、今年度、新たな区域を選定し、計画期間を含めることで事業計画を拡大すると説明したところです。今回、新たな区域の選定に当たり、那珂市公共下水道事業整備方針（案）がまとまりましたので報告するものです。

1、内容、別紙資料のとおりになります。

2 ページをお開きください。

那珂市公共下水道整備方針（案）。

3 ページをお開きください。

1、公共下水道事業の目的と概要になります。

下水道は、公共用水域の水質保全、生活環境の改善など市民の皆様の暮らしを支える社会資本として重要な役割を担っています。当市の公共下水道事業では、効率的な汚水処理施設の整備、運営管理を適切な役割分担の下で計画的に実施していくため、令和2年度に公共下水道全体計画見直し方針を定めました。また、令和4年度に那珂市公共下水道事業経営戦略を定めました。現在は、短期的な取組として、平成23年度、平成25年度に認可を受けた約480ヘクタールの概成に向け最終段階にあり、戸地区（令和5年度概成予定）、額田東郷地区（令和6年度概成予定）、後台地区・後台富士山地区（令和8年度概成予定）の整備を進めていますが、令和8年度末には整備が完了する見込みです。このような状況からも、中長期的（令和9年度以降15年から20年）なスパンの取組への移行時期となったことを踏まえ、那珂市公共下水道整備方針を策定します。

なお、今回の整備方針は、今後の下水道整備に係る指標となるものです。

次に、2、那珂市公共下水道整備の方針になります。

中長期的な取組として、公共下水道全体計画見直し方針で定めた公共下水道によるスケールメリットを生かせる区域について、公共下水道事業経営戦略に基づき、施設の効率性、経営の健全性、財政状況の安全性等を検証した整備方針等を定めます。

なお、現在整備を進めている区域の事業期間は令和5年度末であることと、令和8年度末には概成が見込めることを踏まえ、中長期的な区域から新たな区域を選定し、事業期間の延伸と併せて事業計画を拡大します。

次に、区域の選定になります。

8 ページをお開きください。8 ページの資料1になります。

こちらは、令和3年3月に策定した公共下水道全体計画見直し方針で定めた那珂市公共下水道事業全体計画区域変更図になります。設定区域につきましては、公共下水道全体計画未計画区域のうち、公共下水道のスケールメリットを生かすことができると判断された赤色に着色された区域を18区域として設定します。

4ページにお戻りください。

上段に、表1として設定区域を記載しております。設定した18区域の名称及び計画面積になります。

なお、計画面積につきましては、先ほど8ページで説明した赤色で着色された区域の面積となります。

この区域を全て拡大することは、区域が多過ぎることで、各区域の実施設計に要する時間を考えると非効率となり、整備スピードを遅らせてしまう原因となることや合併処理浄化槽補助制度の活用を鑑み、この区域の優位度を定めるため、次の4、区域の条件の設定を行います。各区域において、公共下水道事業経営戦略に基づき施設の効率性、経営の健全性、財政状況の安全性との検証のための各区域の点数化を行い、その結果から優位度を定めます。検証事項は次の6つとなります。

(1) 施設の効率性。

ア、1、既存の整備区域に隣接、接続に当たっての無駄がないかどうかになります。イ、次に人口密度。

(2) 経営の健全性としまして、ア、収入額、下水道使用料の見込み額、次に、イとして経済性、維持管理費、ランニングコストになります。

(3) 財政状況の安全性としまして、ア、経済性、初期投資費になります。工事費等のイニシャルコスト、イとして、施工性、工事に関する補償費等になります。

次のページの5ページをお開きください。

5、区域設定条件による区域の優位度になります。詳しく説明したいと思います。

それでは、10ページをお開きください。

表の2の2、区域の設定条件による区域の優位度（検証）です。

黄色での着色箇所が、それぞれの条件を基に加点方式による検証結果となります。

左側から、まず、施設の効率性として、各区域の位置と人口密度を加点方式により点数化しています。位置については、既に公共下水道が接続している区域か否かの判定をしています。隣接区域に1点、隣接していなければゼロ点としました。次の人口密度ですが、面積に対する人口の度合いを3つのグループに分け、上位を2点、中間層を1点、下位グループをゼロ点としました。この3つのグループ分けの理由でございますけれども、今回設定した区域の総面積は、約460ヘクタールであります。先ほど区域が大き過ぎることで、各区域の実施設計に要する時間を考えると整備効率に支障が生じる話をさせていただきましたが、また、多くの面積になれば整備年数も比例し長いスパンとなって

いくため、合併処理浄化槽の補助問題も生じてしまいます。冒頭、公共下水道の目的と概要で説明しましたが、公共下水道は中長期的な15から20年のスパンの取組への移行時期にあり、この15から20年というスパンと総面積460ヘクタールを踏まえると、現段階においては3つの整備時期が考えられるため、点数化も3つのグループとしました。

次に、経営の健全性の検証として収入額及び経済性の検証を行いました。収入額については、下水道使用料、収入見込みを3つのグループに分け、上位を2点、中間層を1点、下位グループをゼロ点としました。また、経済性として整備の維持管理費、ランニングコストを面積当たり低い額から3つのグループに分け、同様に加点しております。

3つ目ですけれども、財政状況の安全性の検証として、経済性、施工性を検証しました。初期投資費、イニシャルコストを面積当たり低い額から3つに分け、同様に加点しております。施工性については、工事に関する補償費を検証しました。水道工事には、道路に埋設することから既存の水道管を移設する費用が必要になる場合があります。今回、水道台帳を基に移設に要する費用額が多い区域と少ない区域に分け、必要が少ない区域は1点、多いところはゼロ点としました。それぞれの加点結果が、オレンジで着色した箇所に合計として記載されております。この加点結果を基に、優位度として点数が高い区域から18区域の評価を表しました。

6ページにお戻りください。

6、5か年で整備可能な面積の設定になります。

公共下水道の予定区域においても、事業計画区域となるまでの間、暫定的に合併処理浄化槽の転換を推進しています。事業計画区域になると、合併処理浄化槽の補助が非該当となることから、今回事業計画を拡大する区域については、おおむね5か年で整備が可能な面積を設定します。これまでの整備実績については、1年間でいきますと約30ヘクタールであることを鑑み、新たな区域の面積は、約150ヘクタールと定めます。

7、設定区域（事業計画拡大区域）。

区域設定条件による区域の優位度及び5か年で整備可能な面積の設定による条件を検証した結果、今回、選定する区域（事業計画拡大区域）については、下記表3、設定区域等一覧の5区域とします。

なお、優位度6以下の区域については、今後の整備実績面積は諸条件を見直しながら次回以降に再度検証いたします。

5つの区域については、菅谷、杉、福田北部、後台富士山南東部、古徳、下大賀になります。具体的な位置関係になりますが、9ページをお開きください。

見づらい点はあるかと思いますが、緑の枠の区域になります。肌色の区域については、次回に検討する区域となります。整備については、赤く塗ったところが推進となり、ピンクの区域を整備するということではありますので、ご注意ください。

7ページをお開きください。

8、添付資料。この整備方針の添付資料になります。先ほどの資料8ページから10ページが添付資料になります。

9、参考資料。こちらについては、参考資料1として、当市と茨城県の汚水処理人口率の推移資料となります。

11ページをお開きください。

上段、中段、下段とあります。上段は、当市と茨城県の各年度の詳しい状況となっております。中段は、公共、農集、合併処理の各汚水処理人口普及率をグラフ化したものです。当市においては、令和3年3月までは茨城県の平均を下回ってございましたけれども、昨年、初めて県平均に対して0.2ポイント上回り、今年度は、さらに1.2ポイント上回った状況となっております。

もう一つの参考資料2は、令和3年3月に策定した公共下水道全体計画見直し方針になります。12ページから16ページとなりますが、13ページをお開きください。

今回の整備方針の作成に当たり、この見直し方針に沿った計画となっているところを赤字にしております。

最終ページ、17ページをお開きください。

こちらは、那珂市公共下水道事業スキームになります。今後の整備計画を図化したものになります。上段に年度を記載しております。令和6年度から令和10年度の5か年で行う区域を今回拡大します。整備には、実施設計を行う必要があるため、速やかに工事に移行するためにも来年度は実施設計を行い、令和8年度から工事を行い、5か年で完了を目指します。残った13区域については、令和10年度に改めて検証を行い、区域を決定しますが、今回同様に5か年で整備可能な区域とします。残りの区域については、令和16年度からの計画予定となります。

1ページにお戻りください。

2、今後のスケジュールについてになります。今後は、10月下旬に下水道事業審議会を開催し、この整備方針（案）について諮問、答申となります。その結果を踏まえ、11月6日の月曜日の庁議において方針の決定、その後速やかにパブリックコメントの実施と進め、12月18日の部長会議にパブリックコメントの結果報告、また、年明けに全員協議会にてパブリックコメントの結果報告を行い、2月から3月にかけて市内5会場、中央公民館、らぽーる、ふれセンごだい、ふれセンよこぼり、ふれセンよしのの主要な5か所で市民説明会を開催するという流れになります。

なお、各会場とも土曜日の午後の実施を予定しております。

最後になりますが、今回の拡大する整備面積約150ヘクタールについては、むやみな拡大によって下水道整備時期に大きな格差を生じないことや、残された区域においては合併処理浄化槽の転換を進めながら下水道事業そのものの目的である生活環境の改善と公共用水質保全に向け、当市における汚水処理人口普及率のさらなるバランスを図るもの

です。

また、整備を必要とする18区域、460ヘクタールという面積は、短期的にできるものではありませんので、議員の皆様におかれましては、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございませんか。

遠藤議員 この優先順位を決めていただいた効率性、健全性、安全性の観点から、かなり細かい評価をしていただいたと思いますが、まず、このやり方自体は、これはかなり一般的な優先度のつけ具合なんでしょうか。

下水道課長 こちらについても、令和4年度に那珂市の下水道事業の経営戦略を定めて、今後の下水道事業の在り方という中でも、そういった検証を行うべきということで設定しておりますので、そのような形になります。

遠藤議員 私が聞いたのはこういう優先順位を、下水道に関していろいろ整備する優先度のつけ方というのはあると思うんですが、この施設の効率性と経営の健全性と財政状況の安全性という形で、こういうふうな総合的に判断をしていくというやり方は那珂市独自のものなのか、それとも地方公共団体におけるこの優先順位のつけ方としては一般的なのか、それをお聞きしております。

下水道課長 これは一般的なことであると認識しております。

遠藤議員 分かりました。

じゃ、あと今回優先されるべきこの5つの区域のそれぞれ整備するに当たっての予算額というか、予算規模はそれぞれどんなものか、ざっとで結構ですから教えてください。

下水道課長 ちょっと手元に資料等はないんですけども、5か年で整備が可能という形にしておりますので、大体今の予算規模、工事費、毎年6億円くらいの予算規模を取っておりますので、約30億円という、大まかですけども、そのような規模になります。

遠藤議員 ということは、30億円程度で、この5区域が整備できるということによろしいんですか。

下水道課長 社会情勢によって、物価高とかそういったもののスライドで単価が上がる可能性もありますけれども、今の現段階ではそのような規模というふうに認識しております。

議長 ほかに。

笹島議員 これ先ほど出たスケールメリットを生かした地域と、これは具体的にどういうことを言っているんですか。

下水道課長 資料でいきますと、全体計画見直し方針の令和3年3月に定めた資料になりますけれども、ページ数ですと、16ページをお開きいただきたいと思います。

こちらはスケールメリットと書いてありますけれども、その当時、下水道全体計画見直

し方針を定めたときには、その集約性、下水道を整備するに当たって、十分収入面も踏まえて有効であるというふうに定めた区域になります。

笹島議員 それは常識だと思うんですね。住宅密集地を中心にしていってということをしな
いと、今言ったスケールメリットは得られない。これはもう前々からの常識ですよ。それで、とてもこれから問題なのは、空き家が出てくるじゃないですか。そういう地域の予想もできるじゃないですか。そこをわざわざインフラ整備をしていって莫大な金をかけてという、失礼な言い方かもしれない。それからもう一つ、なかなか接続しない家庭も多いわけでしょう。要するに家庭内の引き込みが金がかかると、それから水道料の倍以上かかるというのは、改めて接続して分かる方もいらっしゃるわけですね。そういう説明もしなければいけないですよ。ですから、そういう説明もこれからしていくのかという。

せっかく今言っていた下水道を整備したのに接続してもらえないという、これはあってはならないことだと思うんですね。収入減になるので、ほかのところが損を被るわけですから。そういうことをやはりしっかり考えていらっしゃるのかどうか、伺います。

下水道課長 接続率については、重々執行部側としても今の最大の課題であるということも認識しております。下水道を整備するに当たっての受益者説明会というのは当然毎回毎回、整備をするところについては説明会を行いながら、そういった費用についての説明もしております。また接続率、その問題点等についても、今年度、整備が終わった後でも数年たったところにつきましてアンケート調査を今実施中でございます。そのアンケートというのは、接続に対してのどういった問題点、各家庭のご事情があるのかなということを確認しながら、今後の施策に取り組んでいきたいという思いで行っております。

以上です。

議長 ほかにございますか。

富山議員 先ほど遠藤議員が言った優位度の検証、3つの優位性を検証して優先順位をつけたということなんですが、人口動態なんか、どの地区が人口が増えてきているとか、結局のところの将来性ですよ。例えば竹の内地区は人口が増えている状況にあるけれども、今回は下に下がっていると。結局人口が増えているけれども、実行密集地じゃないから優位度が下がってしまうとか、空き家の問題もそうですけれども、その地区が人口がどのような状況にあるのかということも今後、将来性という意味で考えてみたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

下水道課長 まだまだこれだけの区域がある、まだまだこれだけの面積があるというところについて、今回この検証を合計6つの中で行いましたけれども、当然議員のおっしゃるような人口動態ということも、次の段階で加味する必要性もあると思っております。

議長 ほかに。

寺門厚議員 説明会の件なんですけれども、今後の方針で、公共下水道区域でいくところと合

併浄化槽でいく区域という、これについては説明はもう済んだんですか、住民の方に。

下水道課長 こちらも再三、寺門議員のほうからも話を受けておりますけれども、今回、この整備方針の説明会と併せて、この部分についてもその見直し方針も少しでも説明していきたいとは思っております。

寺門厚議員 そこが一番大事なところだと思うんですね。幾ら市のほうで、ここは公共下水道地区なので、これだけの人口がいて、人口密度これだけです、経済性もこれだけですと算出しても、今出た空き家問題もありますし、今度はつながないというところもありますよね。その辺がやはり一緒の説明ではなくて、早めに説明をしていただいて、やはり住民の理解を得ないと、これは前に進まないと思うんですね。やってみただけでも、結局歯抜けで、全然経済性にならないよねという話になっちゃうと非常にまずいので、もう一つは、合併浄化槽地域というふうに認定される地域についても、そこも早く説明して納得をしていただかないと、もううちは要らないよというところもどんどん出てきちゃう話になっちゃいますので、これもまた非常に住民側の思いと執行部等がずれちゃう可能性が非常に強いので、そこも併せてしっかりと早めにやっていただきたいと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

下水道課長 やはり我々も説明責任はあるというふうに思っておりますので、説明のほうはしっかりしていきたいと思っております。

寺門厚議員 一緒にやるということじゃなくて、例えば年内とかというのはできないんですか。

下水道課長 今回の見直し方針に合わせた説明会という形で、やりたいと思っております。

寺門厚議員 分かりました。じゃそれはしっかり説明をしていただきたいと思います。

それともう1点、予算についてなんですけれども、年間6億円というのは大体今までやってきた、年間30ヘクタールぐらいの進行率で過去も来ていますし、これからもそうやっていきますよと。財政的には非常に厳しいものがあるという話なんですけれども、今までのやり方で、今後もスピードを速めることなく年間ぼちぼちと30ヘクタールずつやっていくんですよという考え方にしか聞こえないんですね。しっかり決めてやるとか、その辺は考えていないのか、あるいはほかの事業があると、どうしても影響を受けて、また三、四年遅れるという話にもなりますので、その辺の財源確保でどういうふうに考えていくのか、併せてちょっとお聞きしたいんですけれども。

下水道課長 ぼちぼちやっているという認識は我々にはありませんので、そもそもやはりスピードアップのために設計の見直しを行いながら、効率よくやっています。これは具体的に言いますと、やはり市街化調整区域ですから、その市街化調整区域の中においては空き地があります。その空き地の部分を将来的に、その部分も取り組むんだという計画でもってしまおうと、どんどん施工深、工事の深さが深くなって、工事費もかさんでいきますので、そういったところも考えながら、浅くしながらスピードアップして、工事費を抑えながらここ四、五年やっております。

また、お金に関しましては、これはどうしても財政課とのシーリングになりまして、財政課との協定というか約束ごと、繰入れについては8億9,000万円というのが、当面それでやってくれと、その中でおさめてくれということですので、その中で我々も努力を、先ほど設計を見直しながら、スピードを上げた形でやっておりますので、予算については、工事費については8億9,000万円の中でこれだけ必要だと、単年度例えば6億円、翌年度は6億5,000万円と、その若干の動きはあると思いますけれども、平均的にそういう金額になっているという形になりますが、下水道整備については我々も努力しながら、一生懸命限られた予算の中でスピードアップをしていくという考えは常に持っていますので、ご理解いただきたいと思います。

議長 よろしいですか。

勝村議員 何か元に戻っちゃうみたいだけれども、この優位度の人口、中里は72人、これ施設の効率性、18番の中里72人という数字だけれども、こんなもの。

下水道課長 エリアで赤いところという、中里の全体ではないので、今回の赤く塗ったところの人口を大体ということですよ。

多分、議員の中では中里という大きなくくりがあるというようなイメージを持たれてのご質問かと思うんですけれども、赤く塗った区域の中になりますので、そこは少し人数的には縮小されちゃうのかなということですよ。

勝村議員 ということは、古徳が149人だよ、私は古徳だから。149人ということないと思うんですけれども、残っている部分、この赤い部分は。

下水道課長 人口的には、こういう数字でという形でやっていますので。

議長 よろしいですか。

花島議員 当面の5年分くらいの計画は、基本的な部分はそれでいいと思います。ただし、年間の予算これくらいの枠みたいな形で、このようにずっと続けていくかということ、それはやはり考え直したほうがいいと思っています。普及率の上昇と、それから下水道といいますけれども、代替手段がないわけではないですよ。それでいえば、代替手段のほうで効率がいい場合には、かなりの部分で、それを無視してお金をつぎ込んでいくというのは、ちょっと違うと思っています。

市民の希望は、いまだに広域下水道の神話みたいなものがありますけれども、やはりそれは効率の悪さとか何かをちゃんと訴えながら変えていくべきだと思っています。これからだんだん古い管路の整備とか、いろいろな施設のメンテナンスとか、そういうものが出てきますので、結構厳しい話になると思うんですが、先のことを考えて、やっていていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長 ほかによろしいですか。

笹島議員 この人口密度を見ると、意識していると思うんですけれども、中台は2,000人近くあるんですね。そうすると、やはりこれ順番に優先度をつけてやっていかないと、生活

が大変なんじゃないですか。そういうのは考えているんですか。人口密度の順位があるでしょう、1番が中台、2番が後台富士山とありますよね。これだって、これを第一優先にならないと、住民の生活が大変なんじゃないですか。それは考えているんですか。

下水道課長 検証という結果の中でいくと、人口だけの検証ではなくて総合的な検証の結果と
考えて行っております。確かに人口だけを見てしまうと議員ご指摘のとおりだと思いま
すけれども、総合的な結果というふうになりますのでご理解いただきたいと思いま

笹島議員 人口が最優先じゃないの、考え方は。だってそれだけ利用者があれば、負担もして
もらうけれども、返りもあるわけですから、役所としては。そういうことは考えている
のかな。

下水道課長 この18区域の選定自体が、そもそもそういう収益性があるということで区域を
設定しておりますので、そこはもう皆さん平等だと、その中を一気に整備はできないの
で、こういう結果になったというふうにご理解いただきたいと思いま

笹島議員 平等平等と分かるけれども、市民が必要としているところが大優先で、やはり今言
っていた投資効果があるところも第一優先と、そういうことを考えていないですか。

下水道課長 その結果がこの結果というふうになりますので、そこはご理解いただきたいと思
います。

笹島議員 それは早くしたらいいんじゃないですか、投資効果が一番あるところ、住民が一番
望んでいるところというのは一番先にやらなければいけないと、それはやるんですか、
これから。

下水道課長 繰り返しになって大変申し訳ありませんけれども、その総合結果になりますので、
とにかく18区域はやるべきだという今年の方針を定めさせていただきました。その中で、
また一気にできないところの優位度という形を総合検証した結果になりますので、ご理
解のほどよろしく願いいたします。

議長 よろしいですか。

福田議員 ちょっと確認したいんですが、施設経営、それから財政状況はこの10ページで分
かりました。今後の課題として、加入率というのは今後どういうふうを考えているん
ですか。

下水道課長 接続率の話になるかと思うんですけれども、実際現段階でも工事を行うに当たり
まして、工事を発注する前に最上流部の方については意向調査を行って、その4年、
5年、私が下水道課に来たときは、それはやはり今皆さんからご指摘がある接続率の問
題につながることになりますので、まず本当に下水道をつないでいただけるかどうか、
整備をすることは決まっているけれども、意向を確認した上で、やらないという方がい
らっしゃれば、そのスパンはやらない、またその上流側でそういう話があれば、また
その下流側の方にも確認しながら発注をかけておりますので、今後も同様の形で接続率
が少しでも悪くならないようなことは考えながらやっていきますし、今もやっています。

福田議員 その考えながらということが、ちょっと我々にはピンとこないんですよ。今後、もう数字は出たんだから、問題は加入率なんですよ。そしてこの加入率というのは、今後担当部署として、アンケートとかいろいろな方法はあると思うんです。それを実施して、それをやはり優先順位、これにつけ加えていくのかどうなのか、その辺をお聞きしたい。

下水道課長 6月の全員協議会の中では、ちょっと今年度はなかなかその状況は難しいという話はさせていただきましたけれども、次回の検証のときには、やはりそういったところも非常に大切だと思っていますので、しっかりやりたいと思っています。

福田議員 それぜひ実施して、我々にもそれを公表できるようにお願いをしたいと思います。以上です。

遠藤議員 すみません、やはり優位度の中でちょっと確認だけさせてもらいたいのは、例えば人口が多いところを優先すべきだというその考えは当然ありながら、ただ総合的にという部分では、いろいろなものを付加して総合判断をしてもらったと思うんですが、例えば今何人かの議員から出ているように、接続率の問題からいうと、この収入額の中で下水道使用料収入見込額とあるじゃないですか。これというのは、この人口の人たちが全て接続をして見込める額を出しているんですか。

下水道課長 約7割の方の接続の試算にしております。

遠藤議員 分かりました。

じゃこれは全て、どの地域性関係なく7割で見込んでいるという意味ですか。

下水道課長 そのとおりでございます。

遠藤議員 その人口と、あとはどうしてもよく分からないのが経済性なんですね。面積で出しているんで、これ単純に地域の中の面積でランニングコストとイニシャルコストは、イニシャルコストは、まずぼんとそのエリアを敷設した場合の面積であって、それがどれくらいかかるよという順番がここですよ。それで、ランニングコストは敷設をした後、いろいろなメンテナンスや点検、修繕、そこに係るだろということで、この面積で出しているんですよ。だから、多分このイニシャルコストとランニングコストは、それぞれのエリアの面積だから、あまり優先順位は変わらないんじゃないかと思ってみたら、結構ランニングコストとイニシャルコストの点数がばらばらなんですよ。この違いというのはどういうことなんですか。

下水道課長 平面図、平面的に見ると道路の形態というのがちょっと分かりづらくなっているかと思うんですけども、やはり地域によっては道路の距離が少なかったり、または整備する面積、要は道路に埋設していきますので、その延長が短いところについては、そういうイニシャルコストが低くなっている。あとランニングコストでいきますと、平面的には地形的なものが分からない、マンホールポンプが多かったりとかありますので、そこで差が出てしまうということになります。

福田議員 ちょっともう1点お聞きします。

収入額の面からいくと、これ100%の加入率でこの数字なんでしょう。

下水道課長 そこは、今遠藤議員のご質問があったことになるんですけども、7割という考えで試算しております。

福田議員 ですから、その7割という加入率の計算がこの10ページ。それは、あくまでも7割というのは、それは執行部の考えであって、それより優先するのは、やはり加入率が課題だろうと思うんですよ。今までの例から言うと。その辺やはり優先するのは、加入率がどれぐらいあるか、それはやはり調査、いわゆるアンケートもあるでしょう、あるいはそのほかの考え方もあるかと思う。それが一番優先的なことなんじゃないですかね。それによって、この数字というのが全部変わってきちゃう。そうじゃないですか。

下水道課長 今回は、申し訳ないんですがこのような形で進めさせていただきますけれども、次回につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、接続に関するアンケートというのもしっかり行いながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

福田議員 分かりました。

議長 よろしいですか。

なければ、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時49分）

再開（午前10時51分）

議長 再開します。

続きまして、学校給食への危険異物の混入について、執行部より説明願ひます。

教育長 まず初めに、ご挨拶いたします。

このたび第三中学校におきまして、給食への金属片の異物混入事故が発生いたしましたことにつきましては、今年度3度目の事故となり、これまで以上に多くの皆様方にご心配をおかけいたしております。また、一昨日は芳野小学校におきまして、スクールバス内に降りるべき停留所で降りられなかったという児童の取り残し、こういう事案が発生いたしました。

短期間の後にこのような事態が続けて発生いたしましたことにつきましては大変重く受け止めており、心よりおわび申し上げます。誠に申し訳ございません。

今後も事故の未然防止にさらなる徹底を図りながら、児童・生徒が安全で安心な学校生活を送れるよう精いっぱい努めてまいる所存でございます。皆様方におかれましては、ご理解とご支援をよろしくお願ひ申し上げます。

この後、課長より説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

学校教育課長 学校教育課長の猪野です。ほか4名が出席しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、全員協議会資料、学校給食への危険異物の混入についてをご覧ください。

それではご説明いたします。

9月8日金曜日に、緑桜学園第三中学校の9年生で金属混入の事故が発生いたしました。概要をご報告いたします。

説明に入る前に、混入した金属の画像を添付しております。3ページをご覧ください。

上が当日の献立、下が発見時の状況、そして金属の画像でございます。ご覧のとおり、長さ10ミリ、直径約4ミリのばね状の金属でございます。

ご確認いただきましたら、1ページにお戻りください。改めまして、資料に沿ってご説明いたします。

1、事故の概要でございます。

中学校の献立として提供したワンタンスープに、ワンタンの上に載った状態で生徒が発見いたしました。口には入れてございません。また、他校での混入はございません。

ひたちなか保健所の立入り調査及び調理器具の製造販売事業者である日本調理器株式会社による調理器具の点検によりまして、当日中に安全が確認されたことから、9月11日月曜日から給食提供を実施してございます。

2、当日の事故対応でございます。

12時30分に異物を発見後、学校、給食センター、学校教育課における対応を時系列にしてございます。

個別のご説明は省略させていただきますが、いずれも危機管理マニュアルに沿った内容となっております。

3、原因の特定についてでございます。

原因特定のため、1の保健所及び日本調理器による調査、2の県薬剤師会検査センターによる異物の成分検査、3の保健所による納品加工事業者への立入り調査をそれぞれ実施しております。現時点では、原因の特定に至ってはございません。

4番でございます。次のページをご覧ください。

5月と6月の2回にわたる危険異物混入を踏まえまして、実施した対応につきましてご説明いたします。

まず、学校給食における危機管理マニュアルを改訂し、学校給食異物混入対応マニュアルを策定いたしました。2回とも原因が特定できていないことを重く受け止め、未然防止の対策を充実、徹底する内容としてございます。具体的には、議会からご指摘がございました金属探知機、監視カメラの導入に向けた方向のほか、給食センターにおける食材料の発注から各学級で児童・生徒に配食するまで、こちらの各段階における注意事項を詳細に明記いたしました。また、事故発生時には、学校、給食センター、学校教育課が時系列に沿って確実に対応することができるよう、それぞれの役割や行動について詳細に記述してございます。

また、(2)にございますとおり、マニュアルの改訂作業を、これは共同で行い、未然防止と事故対応に主体的に関わるという位置づけと理解の徹底を図ったところでございます。

3になります。改定したマニュアルを活用して、夏休みの期間中に学校教育課、学校給食センター及び各学校におきまして、それぞれ研修、訓練、こちらを実施したところでございます。

以上、申し上げたように教育委員会として異物混入に備えたところではございましたが、再度、今回の事故を発生させてしまいました。申し訳ございませんでした。

最後に、今回の危険異物混入を受けての対応でございます。

今回を含め連続的な事故発生を重く受け止め、市の顧問弁護士と那珂警察署に相談し、専門的な知見からご意見をいただきました。特に改定したマニュアルについては、警察との連携について明記しており、今後の対応について相談させていただいたところでございます。その中で被害届につきましては、事件性の判断、届け出たことによる影響、こちらを確認しながら、警察と相談して対応を決めたほうがよいとの助言を受けたところでございます。

また、2でございますが、事故が連続したことで県の保健体育課によるヒアリングも行われました。その中で、改定したマニュアルにつきましては、取るべき対策が漏れなく入っているとの評価をいただくことができましたが、マニュアルに基づいた対応を徹底するように指導を受けてございます。

最後の市教育委員会としての今後の対応でございますが、まずは、児童・生徒の健康と安全、こちらを第一に未然防止対策の徹底に取り組んでまいります。また、原因究明においては、保健所の事業者への調査終了後に、その結果を踏まえて、改めて警察に相談するなど、様々な角度から、あらゆる可能性を想定して、柔軟に、適切に対応してまいりたいと考えております。

度重なる危険異物の混入を発生させてしまいましたこと、改めておわび申し上げます。

これまで以上に未然防止を第一に対応してまいります。よろしく願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございませんか。

古川議員 まず原因の特定のところで、今回このばね状のものということで、前回は別なものだということが判明したということなんですが、我々もこの場面を見たときに、一番思いつくのはボールペンの中に入っているばねに近いような形状なのかなという気がするんですね。県薬剤師会検査センターで検査をしていただいたわけですね。それで製品や用途の特定につながる情報はないということなんですが、これで終わりということなんですか。つまり特定する、最終的に追究するおつもりはないということですか。

学校教育課長 お答えします。

こちらのばねにつきましては、今議員からございましたとおり、2回目、3回目ともばねでございました。成分検査につきましては、それぞれ今お話のありました県の薬剤師会の検査センターに提出したところです。組成成分については分かりました。違いがございます。1回目と比べて2回目のほうが鉄の分量が低い、少ない、ニッケルが総体的に高いというように、用途も違うことは想定されます。しかしながら、もともとこのステンレス製のばね、しかも小型のばねというのが汎用性が非常に多く、製品の特定までには至っていないというのが今の状況でございます。

古川議員 ですから特定に至っていないじゃなくて、特定するおつもりはあるんですかと聞いている。

学校教育課長 今現在問合せ中ではございますが、日本ばね工業会というところに、ばねを製造するメーカーが加入する日本ばね工業会というところがございます。そちらのほうに照会をかけているところですが、状況については今のような状況でございます。

古川議員 特定したほうが僕はいいと思っているのが、結局これに使われているものだというのが特定できれば、それがどこに入ったかというのはある程度、だから加工している業者なのか、いわゆる給食センターなのか、その後なのかというようなところが、ある程度の想定ができるんじゃないかと思うんですね。というのは2ページの一番最後に、教育委員会としての今後の対応のところに、異物混入の原因究明について、あらゆる可能性を想定して対応する。だからあらゆる可能性を想定するのであれば、そういうものがどういうものなのかということ特定しないと、あらゆる想定というのはできないような気がするんですね。その辺はどうなんでしょうか。

学校教育課長 お答えします。

ただいま議員おっしゃったとおり、用途が特定できれば、その後の対応策も容易になると思います。可能な限りという表現にさせていただきたいと思いますが、可能な限り原因究明について、今後も努めていきたいと思っております。

古川議員 それで、そういった未然の防止対策として金属探知機だとか監視カメラだとか、あとは発注から調理、配送、学校の配食までということの各段階における注意事項を明記したマニュアルがあるんですね。それはご提供いただけませんか、マニュアル。

学校教育課長 お答えします。

ご準備させていただきたいと思っております。

古川議員 よろしく願いいたします。

以上です。

議長 ほかにございますか。

富山議員 一生懸命取り組んでいる中で、今続いてしまっているというのは本当に残念なんです。これ続きましたよね。何件か。学校はばらばらでしたか。

学校教育課長 お答えします。

1 回目の異物混入が第四中学校、2 回目の異物混入が菅谷小学校、3 回目が今回の第三中学校で別の学校でございます。

富山議員 ばらばらであるということなので、あまり考えたくはないんですが、これ正直、この発見当時の状況を見ますと、ある意味分かるように置かれているのも、多分これ聞き取りして、ちゃんとやったこの写真なんだと思うんですが、ある意味気づくように置かれているという感もちょっと感じちゃうんですが、こういうのを考えるのはいけないのかもしれないけれども、子どもたちのいたずらということも正直考えられるとは思いますが、子どもたちへのヒアリングなんかは行ったんでしょうか、伺います。

学校教育課長 お答えします。

当日のうちに学校で確認させていただいたところです。ちなみにこちらの画像、一見して置いてあるようにご覧いただけますが、今回、発見時の状況ということで撮影させていただいたものでございます。またこちらにつきましては、通常、給食の配膳は給食当番の前に各自が並んで、よそい、取り分けるというのを想像していただけると思うんですが、こちらの該当する生徒につきましては、当時別の当番でございまして、別の生徒が取り分けて、その際には意識していなかった、気づいていなかったというのがございます。ご本人が、いただきますのご挨拶の直前に、ご覧のような状況で担任の先生に申し出たというような状況でございます。

以上です。

富山議員 難しい状況があるのかもしれませんが、何かちょっとやはり、金属だったら普通沈むなどというのが大前提にありまして、軽い金属だから上に浮いちゃうのも分かるんですが、中央に分かりやすく置かれているところを見ますと、何かちょっとやはりそういうものも感じてしまうという、学校給食センターなんかも一生懸命今やって取り組んでいるところでこの事象なので、そういうのも含めて、よく調べていただくとありがたいかなと思います。

学校教育課長 ありがとうございます。

先ほど申し上げましたとおり可能性に目を背けることなく、対応について一つ一つつぶしてまいりたいと思います。

教育部長 ありがとうございます。今、富山議員のご指摘、まさに顧問弁護士や警察に相談した際に、やはりそのような視点もいただきました。今回ご指摘のとおり、載っているのを見ると、どうしてもそう考えられるのではないかという点も、やはりいたずらとか、可能性としては排除できない。ただこういう状況は軽い気持ち、もしそうだとした場合の程度であるから、事件性との視点からすると考えづらいと。ただ、先ほどから繰り返して言っていますが、あらゆる可能性を排除せずという、今回の私たちの決意ではないですけれども、対応の姿勢の中に、やはりそのあたりもきちんと直視していかなければいけないというのは、顧問弁護士と警察からのコメントでも考えられると思います。

まさにご想像される可能性としては排除できないとは思っておりますが、教育の現場ということで、対応の難しさは、そちらは感じているところです。すみません、補足でした。

富山議員 まさに今、先ほど課長が言いました配膳している子が離れている、そのときにこうなったというのもまた一つのちょっとしたそういうふうにつながったのかなというのも考えられますし、大変子どもたちに対するデリケートな話になっちゃうと思うので、その部分はちょっとデリケートに、慎重に対応していただくことをお願いしたいと思えます。

議長 ほかにございますか。

花島議員 幾つかお聞きしたいんですが、一つは、今富山議員の質問でもあったんですが、発見時の状況という写真がありますね。これはそのものですか、全くそのもの。

学校教育課長 お答えします。

今回のマニュアル改訂にございまして、状況を発見したまま学校の先生に撮影していただいた画像でございます。

花島議員 そうすると、やはり真ん中にあるということは、よほど偶然じゃないと、こういうふうにはならないですね。元から入っているとすればですけども。それがちょっと疑問に思いました。

それからもう一つ質問なんですが、金属探知機はもう導入されているんですか、もう。それで、もし導入されているとしたら、この大きさのやつは、そこを警告音なく通過できるのかどうか、それはどうなっているんでしょうか。

学校教育課長 お答えします。

金属探知機につきましては、学校給食センターの調理員が調理場に入場する際の確認用として使用を開始してございます。

1回目、2回目の異物混入の際までは、調理員が2人1組でそれぞれの私物、ポケットの中に入っていないかとか、そういった身支度を相互に点検してございましたが、それにこの金属探知機を使うことで、音でも分かるというような状態に加えたものでございます。

また、今回のばねにつきましてはステンレス製のばねということで、先ほど申し上げたニッケルが総体的に多く鉄が少ないという特徴がございましたので、金属探知機では反応しないタイプのステンレスでございました。

花島議員 確認ですが、今のお話だと、食材に対しては金属探知機を通していないということでしょうか。

学校教育課長 お答えします。

加工品につきましては出荷時に金属探知機をかけてから出荷していただいているものがございます。生鮮品につきましては、直接市場から仕入れているものであり、行ってい

ないものもございます。

以上です。

花島議員 元の話に戻るんですが、ステンレスだからというのはちょっとよく分からないです。

私、エレクトロニクス関係のことにある程度知識があって、どんな形式で金属探知しているか分からないんですが、高周波の電波を当てて、その吸収か何かをはかるんだとすれば、大きさはともかく、ステンレスだからはかれないということはないと思うんですけども。

学校教育課長 お答えします。

当市が学校給食センターで導入した金属探知機は、電磁コイルを応用したものでして、金属を磁石、コイル等に近づけると、そこで発生する電磁力、そちらが反応して行うタイプのものでございます。ですので、磁性との若干の相関がございますので、今回の危険物につきましては大きさ、また太さ、あと材質、そういった要因で、金属探知機が反応しなかったものと思われまます。

議長 ほかにございますか。

寺門勲議員 今回、那珂第三中学校の校長先生は大変迅速に、的確に対応してくれた模様でございます。そこで、9月14日に那珂警察署のほうに市のほうで相談されておりますが、警察署のほうで、那珂第三中学校のほうに来て何か事故の確認をされたのかどうかお聞きします。

学校教育課長 こちらにつきましては、まだ事件性の有無等につきましても保健所等の調査を踏まえてから判断したいというふうに考えておりますので、届け等は出してございません。今後考えられる流れといいますか、取組につきまして相談をさせていただいたという状況で、警察の方は学校のほうには訪問されたりはしてございません。

寺門勲議員 もう1点ご質問させていただきます。

先ほど古川議員のほうからもボールペンのばねじゃないかというお話もございましたが、私もちょっと、これ今ボールペンのばねなんですけれども、調べてみますと大体13ミリ以上でばねを使っているようでございます、ボールペンについては、シャーペンのばねかなと思って、それも調べてみたんですけども、それはちょっと調べ切れなくて、6月14日、菅谷小学校、10ミリの長さ、直径4ミリ、今回も那珂第三中学校で長さ10ミリ、直径4ミリの全く同じ、ほぼ同じのばねが混入されておりましたが、この件について、教育委員会のほうではどのように感じておられましようか。

学校教育課長 お答えします。

ただいま議員のほうからありましたとおり、2回目の異物混入の際にも長さ約10ミリ、直径約4ミリ、今回も長さ約10ミリ、直径約4ミリというご報告をしてございます。ただし、実際このばねにつきましては材質が異なること、また、巻きの回数と言えいいんでしょうか、まさに巻きの回数が、今回のほうが粗い、まきの回数が小さいものにな

ってございます。もう一つ、その素材となった針金と言っていいのか、その針金の太さ、こちらも違うものであり、全く別の用途だろうと考えられます。

以上です。

議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

副議長 すみません、最後に。

多分6月の定例会で各議員が金属探知機ですとかカメラを設置してくれという要望を各議員提出、上げたと思うんですけれども、実際このマニュアルでは金属探知機及び監視カメラの導入とあるんですが、どのぐらいの規模、先ほど聞いたら調理員だけの金属探知機だということなんですけれども、食材には金属探知機は入れていない、また、監視カメラはどのぐらいの規模を導入したのか。

学校教育課長 お答えします。

金属探知機につきましても検討の際には食品を納入、受ける際、それと給食センターかに配送する際、それと今回の万一の持込みを阻止するための場内の持込みの調理員のための金属探知機ということで、複数の案件を複数のものを想定して検討を進めていたところでございます。

こちらの食材の納入に関する場合、どうしても受け入れる時間帯、量を勘案すること、また、出荷のときにも今金属製の食缶、寸胴みたいな食缶に入れて出荷しますので、直ちに対策を取ることが困難なこと、それらを考え速やかに行うことを最優先にし、まずは誤って持ち込むことを防ぐための金属探知機の導入をまずは考えたところでございます。

また、カメラにつきましては、現時点ではまだ導入してございませんが、複数の業者から提案をいただくことができでございます。どうしても設置までに時間がかかること、またその後、未然防止という観点よりも原因究明のほうが現実的な対応になろうかと思いますが、こちらの運用方法、こちらについて検討する必要があることから、現在検討を進めており、速やかに補正予算等でお示し、要求することができるよう準備を進めているところでございます。

以上です。

副議長 というのも9月の補正で上がってくるんであろうと、多分議員の皆様全員が思っていたのではないかなと思います。カメラの設置ということで、速やかに設置をしていただきたいというのと、やはりほかの議員も食の安心安全というのが、毎日何千人か口にするというところで、まだまだ徹底至っていないというところで、今後、そのカメラ導入も含めてどうやっていくのか、部長どんなふうにしていくのか伺います。

教育部長 ご助言ありがとうございます。私どもも早急にという思いではおりましたが、やはり入れた後に有効に使うためには、少し慎重に運用方法も含めた中で検討したほううが

いいという判断に至りました。どうしても9月補正に間に合わなかったのは申し訳なかったと思います。今後、速やかに計上したいと考えております。

以上です。

花島議員 先ほど聞き忘れたんですが、当該クラスで、いじめとかそういうのは全くないですか。

学校教育課長 お答えします。

現時点で把握はしてございません。

花島議員 その辺も調べたらいいかと思えます。表面に出ていない嫌がらせみたいなものは結構世の中にあるみたいで、子どもも言わなかったり、親にも先生にも言わないという例がたくさんあるようですので、慎重に調べていただきたいと思えます。

学校教育課長 おっしゃるとおりだと思います。この件につきましては、当日から私ども給食センターに学校教育課の職員を派遣すると同時に、学校教育課指導室も、指導主事の先生を学校に派遣して、確認作業等を進めているところでございます。

引き続き参考にさせていただきたいと思えます、ありがとうございます。

議長 よろしいですか。

なければ以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

休憩（午前11時18分）

再開（午前11時30分）

議長 再開いたします。

続きまして、スクールバスにおける児童取り残しについて執行部より説明願います。

学校教育課長 学校教育課です。引き続きご説明いたします。

全員協議会資料、スクールバスにおける児童取り残しについて、1ページをご覧ください。

ご説明します。

9月19日火曜日に緑桜学園那珂市立芳野小学校の下校のスクールバスにおいて、小学1年の児童1名を降車するバス停で降車させず、終点のバス停まで乗車させる事案が発生いたしました。事案の概要につきましてご報告いたします。

1つ目、事案の概要についてでございます。

芳野小学校のスクールバスは、戸多小学校との統合に伴い平成26年4月に運行を開始でございます。運行会社は株式会社那珂川交通でございます。

本事案のバスは、低学年5名の下校用として、小学校を出発後、根岸バス停で3名、終点の車庫で2名が降車する約10キロのルートでございます。当該児童は根岸バス停が降車場所でしたが、降りる予定のほかの2名に遅れてしまい、バスが走り出してしまった

ために、降りそびれてしまったものでございます。運転手は根岸バス停を出発後、次の終点までの間に児童に気がつきました。終点まで運行し、当該児童を乗せて折り返し、保護者に引き渡しました。当該児童にけがや体調不良はございません。また、運行会社は、当日、保護者に謝罪を行ってございます。

2の事故対応の経過でございます。

時系列に沿って、主要な部分を申し上げます。

14時50分にバスが小学校を出発し、15時5分に根岸バス停を經由し終点の車庫に到着いたしました。バスを折り返し、当該児童を保護者に引き渡しました。

なお、バスは上級生の下校対応のため小学校のほうに向かいました。

その後、16時に上級生の下校用バスを運行後、終点の車庫に到着した時点で運転手から運行会社に報告があり、順次、学校、学校教育課へと報告が入りました。

また、16時30分には運行会社が保護者に謝罪を行いました。その後、市長、副市長に報告、私どもが運行会社、芳野小学校にそれぞれ出向き事実確認をいたしました。

昨日、翌20日水曜日は順次報告を行い、14時20分に学校教育課の担当者が当該事案同時刻のバスに乗車し、運行状況の確認を行ったところでございます。

以上が19日の事案発生から現在までの時系列になります。

次のページをご覧ください。

3、本事案発生の原因と再発防止についてでございます。

運行会社での原因と再発防止策、学校教育課での原因と再発防止策に分けてご説明いたします。

まず、運行会社でございます。業務委託契約書の条項におきましては、児童の乗降車時点での確認を定めており、降車時には停留所名を発声し、下車すべき児童の注意喚起をすとしてございます。しかし、この徹底がなされてございませんでした。

再発防止策としては、勘、慣れに頼らずに、乗車時の名簿の確認、停留所ごとに乗降する児童の確認、こちらを徹底することといたします。

次に、学校教育課においては、委託者としての運行会社の契約内容の履行状況、こちらを十分に確認してございませんでした。再発防止策としましては、毎年度当初には運行会社と契約条項の内容を確認し、履行を徹底すること、また、定期的にスクールバスに乗車し、運行状況を確認することで履行の徹底及び児童の安全確保を図ることといたします。

これら直ちに行う再発防止策を踏まえまして、また安全管理マニュアルを速やかに取りまとめ、次年度予定されている契約更新時には、安全管理の徹底が図れるよう当初から、この契約の条項の内容について見直すことといたします。

また、スクールバスを運行しているこちらの芳野小学校のほか横堀小学校におきましても、乗降時に名簿と児童の照合を実施し、確実にバスの運転手に引き渡すなどの確認を

行うことといたします。

なお、この事案につきましては、報道機関及び当該小学校の保護者への情報提供は、当該児童の保護者の方から、子どもに配慮して公表は控えてほしいとの意向があり、実施してございません。お子様の状況を踏まえた保護者の方のご意向に沿いまして、何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

最後に、お子様や保護者の皆様、また皆様にご心配をおかけいたしましたこと、改めておわび申し上げます。再発防止に向け、取り組んでまいります。よろしく願いいたします。

議長 執行部の説明は終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

富山議員 スクールバスを利用されている方というのは何人くらい、横堀小と芳野小、何人ぐらいつつおられるんですか。

学校教育課長 お答えします。

今回の芳野小学校ですが、令和5年度現在、合計で40名ございます。今回の下江戸根岸ルート15名のほか、若宮中谷原ルート25名、合計40名でございます。

また、横堀小学校、旧本米小学校でございますが、2つのルートがやはりございます。21名と17名、合計38名の児童が利用してございます。

以上です。

富山議員 それほど多くの人数の方ではないと思います。停留所名を発声して注意喚起を促しているということなんですが、名簿等によって降りる停留所は多分一緒だと思うので、名簿等でチェックできるような体制を取ったほうがよいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

学校教育課長 議員おっしゃるとおりだと思います。これから経験・勘あるいは座席の指定等ございましたが、経験と勘に頼っていた部分がなかったと言い切れないと考えております。議員おっしゃるとおり実際のチェック、そのチェックを裏づける名簿、そういった対応で、実際の徹底を行ってまいりたいと考えています。

富山議員 学校側との連携ですよね。あと朝来ましたけれども、保護者に引き取られ体調が悪くなって帰りましたとかというのちゃんと運転手に伝えるようにきちんと、運転手も帰る人数を把握できるというような連携体制の構築をお願いしたいと思います。

あと今回このような状況になってしまった1年生の子どもということで、怖かったと思うんですね。心のケアなんていうのも、ちょっとしていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

学校教育課長 議員おっしゃるとおりだと思います。学校と連携して対応してまいりたいと思います。

富山議員 よろしく願いいたします。

古川議員 1つ質問する前に確認なんですけれども、根岸バス停で通り過ぎて終点まで行って、戻ってきて保護者の方に引き渡したんですよね。ということは保護者の方はバス停で待っていたんだ。

学校教育課長 お答えします。

こちらのご家族の方でございまして、バス停に迎えにくる方ではございませんでしたが、バスが通過したのを自宅から確認して、降りてこないというのが分かったので、ご自宅の自家用車で追いかけていったというふうに聞いてございます。途中でバスの運転手も児童に気づいたのと同時に、追いかけてくるということが分かりましたので、車庫まで行って安全なところで引き返して、保護者の方に引き渡したというような状況でございまして。

古川議員 折り返し、保護者に引き渡したとありますよね。だから、根岸バス停に戻ってあれしたんじゃないかと、車で追いかけてこられた……すみません、もう一度。

学校教育課長 お答えします。

根岸バス停に戻る前に保護者の方と落ち合うことができましたので、途中で引き渡してございまして。

以上です。

古川議員 分かりました。

質問なんですけれども、運行会社との契約、業務委託契約書の条項において、乗降時の確認を定めているとありますね。この確認というのは、その後に書いてある停留所名を発声し、下車すべき児童の注意喚起をするとされているとなっておりますが、これは確認じゃないですよね。確認というのは、その下に書いてある再発防止策。富山議員が質問されたこういうリストが、乗降名簿があって、それで確認すべきじゃないですかという、確認だと思うんですけれども、その契約上いつている確認というのは、具体的にどういう確認なんですか。

学校教育課長 お答えします。

契約書で定めている停留所に到着した際の状況ですが……

教育部長 今回の事案発生、まさに古川議員のご指摘のとおりだと思います。契約条項の中には児童の乗降者の確認と明示してあるにもかかわらず、その内容が、本当にこのバス停の名前を声に出して児童を誘導する、注意喚起をする、そこしか書き込みがなかった。ここが大きな瑕疵だと思っております。なので今回、本当に後ればせなんですけど、今回この不備が分かりましたので、今後再発防止をして、この徹底を、まず契約書を今から変更するというのではなく、先ほど課長が言ったように、あと半年間で更新の時期なので、今回、運用のほうで名簿の確認の徹底、次期の契約更新時には契約条項に詳しく盛り込むような対応を取ってまいりたいと思います。

以上です。

古川議員 分かりました。確認という条項があるにもかかわらず、具体的にどういうふうの確認をするかという部分が抜けていたということね。ちょっとこれは不備ですよ。分かりました。

あと、それからこれ運行会社は随契ですか。

学校教育課長 お答えします。

入札で決定してございます。

古川議員 分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかにございますか。

遠藤議員 一通りご説明はいただいたので、一通りは何となく分かったんですが、そもそも原因はこう書いてありますけれども、何でこういうことが起きちゃったのかよく分からないんですよ。毎日毎日のことで、乗る子も一緒に、運転手も一緒だったのかな、そこは分からないですが、なぜ起きたのかをちょっと教えてください。

学校教育課長 お答えします。

今回の児童取り残しの最大の課題点だと思ってございます。毎日行きで1回、帰りで2回の運行を行っておりますが、原則として同じ運転手が行ってございます。ただし、児童の状況、ご家庭の状況により、先ほど議員がおっしゃったとおり毎日乗り降りする児童は、若干変更がございまして。また、何らかの理由で、数日間まとめてお休みせざるを得ない児童もございまして。そういったことから、これまでの経験とか勘があだになった可能性は確かにございます。いずれにしても、このように児童の確認を徹底すること、こちらが重要だと思っているところです。

以上です。

遠藤議員 そうか、なるほど。先ほど富山議員の質問で15名、25名とお答えいただいたけれども、ここには5名と書いてあるから、今あれですよ。学校は例えばインフルエンザにしても新型コロナウイルス感染症にしても溶連菌にしても、今朝もうちの登校班はかなり少なかったんですが、日によって休んでいる子がいますね。あとは途中下校する子もいるかもしれない。だから結構変動するんですね。そういった意味では今、新型コロナウイルス感染症も含めてちょっと休みがちな子も増えているから、変動することを想定して、きちんと毎日毎日、やはり運転手はそれを確認できるようにしなければいけないし、学校もきちんと運転手、本当は運行会社なんだろうが、まず現場の運転手が、きちんと今日は誰ちゃんと誰ちゃんと誰ちゃんなんだというのを確実に把握できるようにしていないと駄目ですね。そこのところが、今おろそかになっているということなんですか。

学校教育課長 お答えします。

おっしゃるとおりだと思います。人数では把握していたところですが、実際どこのバス停で、誰がということが今回欠けていたために、このような事案が起こってしまったも

のと思います。先ほどの名簿の話であるとかチェックの話、そういうところを補完するものだと思っておりますので、そのように徹底してまいりたいと思います。

議長 ほかにございますか。

石川議員 いろいろ対策も出てきたんですが、私は仕事柄、特別支援学校のバスを利用している方とお付き合いがありまして、支援学校でも常に施設を呼んで、いろいろ打合せをするんですね。今、必ず朝、運転手、それから女性の方が乗っておられますが、その方と必ず打合せをしております。ですから、誰が休みだとか誰が遅刻するとかというのを全てお2人の方が把握しているんですね。予算の関係等々いろいろあるんですけども、1つお聞きしたいのは、付き添いの方をつける予定は、付き添いの方というのが正確かどうか分かりませんが、運転手以外で同乗する方という計画はありますか。

学校教育課長 お答えします。

現時点でございません。

石川議員 それはなぜですか。

学校教育課長 こちらにつきましては、もともと今申し上げたとおり、行きで15人程度だということ、また帰りに至っては5人程度になる。あまりに少人数であるということで、運転手による確認で行えることが想定されるためではございましたが、今回のような事案が起こってしまったために、勘に頼らず実際のチェックリストで行う、その方式に改めて、引き続きこのワンマンでの運行を続けていく予定でございます。

石川議員 今回はこの方だけだったかもしれませんが、今後、この体制で本当に問題が起きないんですか。私はそれを言っているんですね。運転手に相当負担がかかりますよ、これから。本当に運転手、これ全部やってくれますかね。

支援学校のバスを見ていただくと分かりますけれども、あの大型バスに帰りは3人ぐらいしか乗っていないときもあります。それでも徹底して学校と打合せをしているんですよ。間違いがあっては大変ですから。運転手は必ず外に出てくるんです。その辺のものを確立しないと、文書も文言が出ましたけれども、本当にこれで再発防止になるのか、私は疑問なんです。

ですから、今結論出さなくても結構です、部長。再度検討していただきたい、よろしくをお願いします。

議長 ほかにございますか。

笹島議員 私もバスや何かを扱っている会社を今やっているんですけども、運転手は運転手不足で、これ以上あまり負担をかけるということで成り手不足なんですよ。ですから、あれもしろこれもということも確かに大事かもしれませんが、今度運転手も入れ替わり立ち代わりになるような時代になると思うんですよ。いつもいつも同じじゃないと思うんですよ。いろいろなところの、横堀地区のほうも、それから戸多地区もしていますけれども、そういう意味で運転手も気をつけなければいけない。あと子どもら

もやはり声かけも必要かもしれないですよ。 「降ります」ということかな、やはり。一方だけに責任を負わすんじゃなく、子どもらもそういう癖をつけさせるという。乗合バスだったらボタンを押せばいいかもしれませんが、こういうような普通の観光バスみたいなものを使っていますからね。ですから、そういう声かけ、これもやはり大事じゃない。やはり黙っているのなんて。そうしたらぼっとしてられないから、自分の降りるところはやはり緊張感を持って「降ります」というふうに大きな声を出すと。こういうふうな、これも一つの教育の訓練だから、やはり相手ばかりにさせちゃ駄目だよ。あれやこれも負担を運転手に、バス会社にね。子どもらもやはり負担をしなければいけないという、やはりそういう時代じゃないですか、いかがでしょうか。

学校教育課長 お答えします。

議員おっしゃるとおりだと思います。お声がけというのは当然ながら乗務員のほうからですが、児童のほうからの感謝のありがとうございます、明日もよろしくというふうなお声がけ、それで誰が乗っているか分かることもできると思います。確かに学校のほうと連携しながら、考えていきたいと思います。

以上です。

議長 ほかに。

花島議員 幾つか、2点ほど聞きたいんですが、一つは、ここに実際にトラブルが起きたとき児童が根岸バス停が降車場所だったが、その他の2名に遅れしまいバスが走り出してしまった、それで降りそびれたと、この状況をもう少し詳しく知りたい。

実は私、ちょっと間抜けなところがたくさんあって、こういう降り遅れというのがしょっちゅうあって、大人になってもあるんですね。別に酔っぱらってなくてもですよ。だから、この辺の事情はどうなのかというのを聞きたいんです。単に乗り遅れたではなくて。

学校教育課長 お答えします。

今回は下車ですので、降り遅れというような形かと思いますが、先の2名のお子さんが降りた後、立ち上がったというふうに学校を通じて確認はしてございますが、それに運転手が気づけなかった、気づけなかったというのが状況でございます。

このバスはマイクロバスでございますので、ご想像いただいているマイクロバスと同じものですが、小学校1年生、身長も総体的に小さいものと想定されますし、座席は1人1人指定の座席を1年間使います。この子の場合には後ろが指定の座席でございまして、運転手が座った状態から後ろを振り向いて、若干立ち上がって見れば容易に見れるところではございますが、確かに見えづらいところではございました。そういった点が重なり、確認ができなかったものと察しているところでございます。

花島議員 対策としてですが、笹島議員が言ったように、そういうときに声を発声できるというのがやはり、こういうことだけに限らず大事なことなので、ぜひ教育してもらいたい

と思います。

あとは、やはりこれ人数が少ないというのはいい面で、チェックリスト作りますよね。乗車しました、それから下車しました。それを運転手にやってもらうというのが僕は妥当だと思います。ただし、それはやはり普通の運転業務とはプラスの業務なので、契約のときにその点も加味した契約金額、仕様書にもちゃんと書いて、するのが妥当かなと思います。

以上です。

議長 ほかに。

寺門厚議員 2つほどちょっと確認したいんですけども、スクールバスですから乗るときには保護者の方が付き添いで、運転手にお願いしますということで誰々ですというふうに乗せているんだろうと思いますね。降りるときには、運転手に降りますという形で、その児童が個名を言って降りますというのか、運転手が確認するのかの確認と、以前は、芳野小ですと先生方が毎日フェース・ツー・フェースで、誰々ちゃんおはようと迎えてくれていたんですね。降車時には立会いをしてくれていました。現在は、それは運転手が確認して、名簿で、はい異常ありませんで受けて、あと自分の小学校の勤退リストで確認して、今日は何人、それで確認をしているという状況になっているんですね。やはり受けも、降りるときもフェース・ツー・フェースで確認が必要だなというふうに思うんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

学校教育課長 お答えします。

行きのバスと帰りのバスで条件が異なりますので、整理してお答えしたいと思います。

まず行きのバスでございますが、各停留所から児童の方が乗っていくということになります。もし乗れない場合には、あらかじめバス運行会社のほうに電話を入れたりお友達に伝言を頼んだり連絡カードを書いたりというような形になります。乗車した後、同時に小学校で全員そろって下車するわけですが、その際に、渡されたカード類であるとか伝言類を学校の担当の先生に申し送りをして、それで引き取っていただいて学校のほうに向かうというようなことを行っています。

また、万一のときのために学校でバスのほうはすぐ車庫に戻るのではなく、10分から15分程度待機し、それで異常がない時間が経過してから車庫のほうに戻るというふうになってございます。

続いて帰りでございますが、その逆でございますが、学校の先生が本日、どこどこ行きは何名ですという申し送りをしてバスに乗車させています。それでバスの運転手に申し送りをしてございます。それを、芳野小学校ですと2つのルートでございますので2つのバスでそれぞれ行うという形です。

議員おっしゃったこれまでのご質問でありました降車時なんですけど、既に児童がどこのバス停で降りるといのは、本人、運転手共に理解しているところでございますので、

必ずしも声かけが行われている日ばかりではないというようなこともございますので、そのことが課題であったのかなというふうを感じるの、そこが理由でございます。

以上が状況です。

寺門厚議員 もう一つ、何人かの方から出ていますように、本人がまずはもう少し社会性というんですか、自分のことは自分でというところで、声を発して降りるということを言われておりますけれども、まさにそのとおりだと思いますし、もう一つ、3人降りるわけで、あと2人はお友達のはずなんですけれども、何々ちゃん降りるよということをお願いしたいなということで、その辺も、困ったときには友達助けてあげてねというようなことも、これから少し言っていただけるとありがたいなというところですよ。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時56分）

再開（午前11時57分）

議長 再開いたします。

続きまして、公立学童保育所における民間事業者への委託の検討について、執行部より説明願います。

こども課長 こども課長の萩野谷です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、全員協議会資料、公立学童保育所における民間事業者への委託の検討についてをご覧ください。

概要です。那珂市公立学童保育所の運営について、今後、民間事業者の委託にて実施することを検討していくものです。

委託を検討する背景としては、年々学童保育所の利用者が増加していること、利用児童やその保護者のニーズが多様化していること、さらに配慮を必要とする児童が増えている。また近年、支援員の安定的な人材確保が困難であること、支援員の資質向上が必要であることなど様々な課題が生じている。そこで、問題解決のため公立学童保育所の運営について民間委託することを検討する。

なお、こちらに記載はございませんが、那珂市行財政改革大綱第4次計画の基本方針において、民間委託などによって提供することが適切と判断されるサービスは、民間活力を有効に活用することを進めていくとされていることも検討要因の一つとなっております。

今般、検討するに当たってニーズや課題を把握するため、利用児童及びその保護者並びに支援員を対象に運営に係るアンケート調査を実施しました。

次の表は、全国の設置及び運営主体別実施状況になります。令和元年度から4か年の推移になります。現在、市学童保育所の運営主体である公設公営は年々減少し、公設民営、民設民営が増加傾向となっております。

続いて、県内で公設の学童保育事業未実施である3市町を除く県内41市町村において、公立学童の全部または一部の運営を民間事業者が運営している市町村になります。全部で30市町村、7割が公設民営で運営しております。

次に、現状です。令和5年4月1日時点での公立学童の支援員数となっております。

なお、ここでいう必要人数は、配置基準上の必要人数ではなく、担当課として運営上、必要と考える人数です。

常勤職員は4名の欠員、非常勤職員は2名の欠員ではありますが、8月1日時点では、ほかに2名が療養休暇中であり、非常勤職員は4名不足という状況となっております。また、昨年度のコロナ禍においては、支援員にコロナ感染者が発生し、学童間で支援員のシフト調整を行いました。どうしても調整がつかない状況では、こども課職員が交代で支援員業務を行いました。

続いて、2ページ目をご覧ください。

次の表は、学童支援員の年齢分布になります。支援員の年齢構成は、約75%が50歳以上であり、そのうち約64%が60歳以上という状況になっています。学童支援員の高齢化が顕著に表れております。

続いて、アンケート調査については、この後、参考資料の中でご説明いたします。

最後、今後のスケジュールになります。令和5年10月、子ども・子育て会議、11月、部長会議、11月、全員協議会、年度が変わりまして令和6年4月、公募開始、6月、事業者の選定、10月、事業運営開始となっております。

続いて3ページ、参考資料、アンケート調査結果についてをご覧ください。

まず、アンケート調査の目的になります。本市では利用ニーズを踏まえた取組、運営を行ってまいりましたが、近年、様々な課題も生じていることから、今後の運営の参考とするために実施しました。調査ですが、令和5年6月1日時点で公立学童保育所の入所児童、保護者、支援員に対していばらき電子申請・届出サービスを使って実施しました。各対象別の回答数及び回答率は記載のとおりでございます。

4ページをご覧ください。

保護者用のアンケート結果を抜粋で掲載しております。全体的に今の公立学童について、おおむね満足されている結果となっております。

問3、1、保護者に学童活動の満足度を尋ねた設問では、58%の保護者が満足、少し満足と答えております。主な理由としては、イベントの充実や子どもが楽しめる工夫が

されているとの回答の一方で、あまり満足していない、満足していないと回答した9%の保護者は、宿題の時間が少ない、Wi-Fiがない、遊びの種類が少ないといった理由を挙げております。

次の設問では、支援員に対する満足度を尋ねております。55%の保護者が満足、少し満足と答えています。主な理由としては、子どもたちのことをよく見てくれて、お迎えの際に報告があるので様子が分かるという意見がある一方で、反対に、子どもの様子に関する報告がなくて不満という意見もありました。

5ページ、問4、保護者が学童保育所の運営に対して重要と考えることで最も多いのは、児童の安全確保であり、問5の支援員に望むことの2番目に事故防止、けがの予防と対応力が入っていることから、学童保育所では安全に関する要望が大きいとうかがい知ることができます。そのためにも、一定の支援員数確保は必要であると考えております。

7ページをご覧ください。

問6では、学童で改善してほしい点について、施設の学習環境が一番多く、学校での宿題等が徐々にタブレット端末での実施となっていることから、Wi-Fi環境の整備を求めるものや支援員の資質向上を求める回答が多くありました。

8ページをご覧ください。

問7では、学童で特に考慮してほしいこととして、一番多かったのは支援員の資質向上、次いで遊び・行事等の充実、次に支援員の配置人数等の体制維持と続いております。遊びの内容や保育内容など支援員の資質を求める声が多く、多様化するニーズに対応できるよう支援員の資質向上は不可欠と考えます。

9ページから12ページまでは、児童用アンケート結果になります。ここでの説明は割愛させていただきます。

続いて、13ページをご覧ください。

支援員のアンケート結果になります。勤続年数がゼロから5年未満が全体的に多いですが、15年以上勤務されている方も一定数いる状況です。

問5で支援員を続けている理由を尋ねましたが、児童と関わるのが楽しいが一番多く、2番目には、勤務時間の都合がよいと回答した方が続いております。子どもが好きなことはもちろん、勤務時間が児童下校後の午後の時間帯であることで、この時間帯に短時間で働くことが都合がよい支援員もいることが分かります。

14ページをお願いいたします。

問6、来年度以降も支援員として働きたいかを尋ねました。約半数が働きたいと回答した一方で、半数が働きたくない、分からないと回答しております。次の設問では、働きたくない、分からないと回答した方の理由を複数回答で求めた結果です。処遇面の不安、体力的な問題、子どもへの対応の不安を挙げております。

問8の支援員としての負担を感じることに関しては、配慮を要する児童の対応が圧倒的

に多い結果となりました。配慮を要する児童の対応には、支援員もかかりきりになることが多いことから、15ページの問9の設問、運営している中で一番不足しているものは人手だと回答した支援員が突出して多い理由になっているものと思われます。

問10、今後運営していく中で改善したほうがよいと思うことも、配慮を要する児童の対応が群を抜いて多く、次のページ、問11、仕事上の悩みに関する問いに対しても、発達等、気になる子どもへの対応、子ども同士のトラブル、子どもが多過ぎて目が行き届かないなどが上位の回答結果となりました。

最後、16ページ、問14では、今後何年勤務したいかを尋ねました。分からないと回答した方が24人と一番多い中、次いで、今年で退職と答えた方が7人ほどおります。学童支援員が少ない中で、募集をかけても応募者がほとんどいない状況を踏まえると、今後の学童保育所の運営そのものが難しくなっていくことが予想される結果となりました。

説明については以上です。よろしくお願いたします。

議長 執行部の説明は終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

小池議員 ここに資質の向上というのがありますけれども、この資質の向上というのは、何をもって資質の向上ということの要望なんでしょうか。例えばこの問学童に質問させていただきましてけれども、来ている子どもに勉強を教えるというところの資質の向上なのか、それともしつけをちゃんとしてくれという資質の向上なのか、どういう部分のところの資質の向上ということの要望なのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

こども課長 すみません、こちらの設問に資質の向上とは書いていただいているんですが、具体的な内容については、今議員おっしゃった中のどちらなのかというのは、ちょっと私のほうでも内容が、申し訳ございません。

小池議員 分かりました。

あとは待遇改善などの質問をさせていただいた中で、支援員の方の年齢も高いというのでなかなか若い人も集まらないというところで、この先そういうことの改善というところで費用の改善とか、そういうことをしていただけて、若い人の支援員も集めていただきたいと思います。これは要望です。

議長 ほかにございますか。

笹島議員 これ公設民営ですね。実際これ人手不足、60歳以上があれしてという、手を挙げる事業所というのはあるのかな、それはどうなんですか。

こども課長 県内の状況、記載がございしますが、30市町村で民間委託している部分の業者、何社かちょっとやっているところに尋ねましたが、実際に手を挙げる業者は何社かいらっしやるというふうなことは伺っております。

笹島議員 今まで公設でやっていたんですけども、これ支援者が集まらない、少ないからという、どういう理由だったんですか。

こども課長 私どものほうで考えている募集をかけても支援員が集まらない理由なんですけれども、学童保育所、通常、平日であれば午後2時頃から、遅い時間は午後7時くらいまでというような、働く時間がなかなか自分が求める雇用の形態と合致していないというような部分、それと時給というか賃金に対して、実際にお子さん相手の仕事ですので大変だというような部分を照らし合わせて、その辺でちょっとどうしてもためらってしまう方が多いのかなというふうには考えております。

以上です。

笹島議員 共稼ぎ家庭が増えているから需要がどんどんうなぎ登りだと思うんですけれども、実際公設でやっていて人手不足ということでもろもろの話、これ民間に委託していたら、もっとひどいんじゃない、これどうなんですか。

こども課長 実際に民間とか、実際に受け入れているような事業者については、例えば人材派遣部分のノウハウとか、そういうネットワークを持っているとか、もちろん全国的に学童保育事業の事業自体を受けているというノウハウがございまして、人の集め方についても、その辺については私ども公立でやっている部分よりは、はるかにノウハウを持っているのかなというふうには思っております。

笹島議員 ノウハウを持っているという話よりも、現実的に今言っていた支援員、やっている方というのはもう60歳以上ということというのは、なぜやっているかというとき給が安いから使っているんじゃないですか。あとフルタイムで働けないでしょう。フルタイムで働けるのは夏休みとか冬休みとか、そういうときですよ。でも運営費は変わらないですよ。

これ補助金を上げなければ、やっていけないんじゃないですか、公設民営の場合。そういう補助金を上げるつもりはあるんですか。

こども課長 公設民営で民間委託者に事業を委託した場合は、当然委託費用というものが発生しますので、そちらの中で支援員に対する賃金の補助については、当然その部分は見えていくというふうになってございます。

笹島議員 何でこんなことを言うかという、悪循環になると思うんですよ。委託費も安い、それから父兄からもらう、保護者からもらうあれもそんなに上げられないですよ。そうしたら時給は上げられなければ、成り手ないですよ。その悪循環だと思うんですけれども、これ何かいい、そういうこともちゃんと考えてあげているんですか、深く。

こども課長 議員おっしゃるように民間に委託された場合、かえって今以上に賃金体系とか上がらないような話になってしまうかと思うんですけれども、ちょっと仮の話ではございませんけれども、実際にこの先、民間事業者に委託をするという段階になりました際には、当然業務の仕様書というのも作成していくと思われまして。その条項の中で、今現在の雇用条件を低下させない、むしろ今以上もしくはそれ以上に対応する、または優先的に雇用してもらうように配慮するような文言を設けることで、そちらで対応することは

可能かというふうには考えております。

古川議員 この前、学童保育所に昼食を提供できないかという質問をさせていただいて、その方法として、公設民営にして解決したいというようなご答弁がありましたけれども、別に私は民営化は反対ではないですが、民営化する背景として、利用者が増えていること、それから児童や保護者のニーズが多様化している、先ほど言った昼食提供なんかは、多分こういうところなんだと思うのね。それから配慮を必要とする児童が増えている。こういった背景があるから民営化というような言い方を多分したいんでしょうけれども、実際のところは、人がいないからでしょう、人が集まらないからでしょう、結局のところは。

こども課長 はい、そのとおりです。

古川議員 だとすると、そういったいろいろなニーズだとか、そういったいろいろな配慮が必要なお子さんが増えてくるとかということは、じゃ民間にしたらば全て解決するんでしょうか。僕はただの、公設公営では人が集まらないから民間に投げちまえと、そういうふうに聞こえるんですよ。だから、公設公営のいいところもあるでしょう。民営もいいところがあるでしょう。だから、そういうものをちゃんと出してくださいよ。その結果、それから保護者の方のこういう調査、アンケート結果もあるから民間に委託のほうがいいんだという結論だったら分かりますよ。僕には、今そういうようにしか聞こえないんですよ。

今出せとは言わないから、必ず民営化するメリットを、公営でやるよりもいいんだというメリットをきちんと出していただいて。先ほどだって、資質の向上がどういうものか答えられないんだもの。そうでしょう。こういうものが民間のノウハウとしてあるから、こういうものをお願いするには、やはり民営化しかないんだというような言い方をしていただかないと弱い。どうでしょうか。

こども課長 議員おっしゃるとおりで、今回の全員協議会で、こちらで案として出してもらったものなんですけど、この民間の委託に向けて検討をしていくということでございますので、その検討過程の中で、今議員おっしゃられましたような部分、公設のいい部分、当然あるでしょう、民間が持っている強み、そういったものはあります。その辺を比較して行って、なのでこの民間委託を進めていきますというようなものの検討をぜひしていきます。

以上です。

古川議員 本当によく検討していただいて、その上で出していただければ納得できると思うんです、僕らも。

それで、今後のスケジュールのところ、11月に全員協議会をもう一回やって方針決定、それから進め方をご説明されるんですね。その後4月から公募開始ということなんですけど、これ間に3月に定例会がありますよね。我々議員でいうと改選後ということに

なりますけれども、そこできちんと、これ委託費とか予算当然取りますよね。その辺の説明も全員協議会なり教育厚生常任委員会なりできちんと説明をしていただいて、今お願いしたことね。その上でスタートしてほしいなと思いますけれども、よろしいですか。こども課長 ありがとうございます。ぜひそういったスケジュール感をもって取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長 ほかにございますか。

原田議員 支援員が負担に思っていることに対して処遇面の不満というのがありますけれども、ここに配慮を要する児童の対応ということで、これの対応をどのようにしていくのかというところは、現在のところ、市で何かアドバイスとか講習会に参加させるとか、そういうことはされているのでしょうか。

こども課長 お答えします。

今現在、配慮を要するようなお子さんの対応のほうなんですけれども、こども発達センターすまいるがございいますが、そちらのほうの研修ではないんですけれども、そういった部分の勉強会、あとは講師に実際やっていただいて、どういうふうに進めていくというようなものは行っているところでございます。

原田議員 では、そういったところが民間になるとどういうふうに変っていくのかということころをちょっと聞きたいんですけれども、お分かりであれば教えてください。

こども課長 実際にどういった業者が事業を受託するかはちょっとまだあれなんですけど、おそらく今回、もし委託先の事業者に全国展開しているような部分の業者が入ってくると思うんです。そうしますと、全国的にも今言ったようなお話、課題とか手のかかるお子さんの話なんかも那珂市だけの問題ではなく、全国的な話になってくるとは思うので、そういった中で、対応の方法とか研修であったりとかというのは、当然やっていただけるものというふうには思っております。

以上です。

議長 よろしいですか。

花島議員 既に発言した議員の方とダブることになるかもしれませんが、まず、人が集まらないというところについては、処遇と関係しているわけですよね。集めるために、処遇を当初考えていたより上げるということをまずトライしたのでしょうか。それはなくて、民間でやればというとなんかよく分からない。普通に考えれば、民間だって人を雇うときに処遇の問題があって、なおかつ民間で雇うと、那珂市の中では直接雇う場合には実際に隠れている管理コストみたいなやつが民間に係るわけですよね、民間の請け負った事業所に。だから当然那珂市としてはコストアップになる、普通に考えれば。同じ処遇だったらという意味です。

それともう一つは、民間にしたときに学童保育のサービスの質をどんなふうにもコントロールする、あるいは担保するのかということも課題になると思うんですが、その辺が

見えない。私自身は、もともと学童保育は公がやるものばかりじゃなくて、そういうもののサービスがなかった時代に、子育てしている方々が自分たちでつくったりしたのを聞いたり見たりしているので、一概に反対するわけじゃないんですけども、那珂市で公のサービスでやっているものをそういうふうに移行するんだったら、もうちょっと何か考えたほうがいいのかなと。ケアが必要な人というのは、人を加配するというのもそうだけれども、加配できない場合だったら、そういう何か特別な手当を付加するとか、いろいろ人を集める手段というのは、もう少し工夫してから民営化を考えたほうがいいかなと思います。

こども課長 賃金の部分の処遇改善につきましては、こちらの学童支援員の方については会計年度任用職員という扱いになっているので、我々行政職と同じ給料表を使って出している部分もあるので、それを超えて上げるというのがなかなかできないような現状がございます。

花島議員 そこがまず問題なんですよ。確かに、分からなくはないです。私も国の機関だけれども国家公務員じゃない枠の中にいたことがあって、当初は、その法人ができたときは国家公務員プラス2割、3割いいんだというふうにスタートしているんですよ。その後ほとんどべったりになっちゃいましたけれどもね。市場原理って変な言い方ですけども、やはり処遇を大事にするというのは、優秀な人材なり必要な人材を取るのに必要な要素なので、例えば直接的な給与表みたいなやつでは無理かもしれないけれども、手当を考えると何かすればできなくはないので、それができないからって民間ですという話は、やはり効率が悪いと思っています。

自分たちで質のコントロールができないというのだったら、これはまあしょうがないというのはあるんですけども、やはり、よくいろいろな議論で、役所がやることは効率が悪いとかという話が出てくるんですね。その中には、そういう柔軟性を縛っているものがある。その縛っているものは、例えば議会だったり、総務省とか自治省とか、そういうものはあるかもしれませんが、それに対する、本当にいい仕事をするためには何が必要かというのは、やはり市の執行側から発信していくことが必要かと思いますので、目先のことだけ考えずに、やはり何か一工夫二工夫お願いしたいと思います。工夫という言い方はちょっとまずいですね。アクションが欲しいと思います。

以上です。

石川議員 一つちょっと教えていただきたいんですけども、配慮を必要とする児童が増えていくということなんですけど、この配慮というものを具体的に、差し支えない程度で結構ですので、ちょっと教えてください。

こども課長 一例なんですけれども、診断はされていないお子さんなんですけれども、例えば学校等からは診察を受けたほうがいいんじゃないですかとかそういういったお子さん、あとはほかの児童に対してちょっと乱暴的になっているような、問題行動を起こし得る

ようなお子さん、そういった目を離すと、何かちょっとやってしまうなというようなお子さんが配慮をちょっと要するお子さんというふうになってございます。

石川議員 すみません、もう一つそれに付随してなんですけれども、そういう児童に対して、この支援員は何らかの資格とか勉強会とか、そういうものに参加して対応されているんですか。

こども課長 先ほど申しましたようなちょっとすまいるの研修はもちろんなんですけど、支援員の方については、資格研修という制度がございまして、具体的には放課後児童支援員認定資格というものがございまして、各学童が1支援、1支援というのは大体40人なんですけれども、必ず1名いるような配置は取ってくださいという国の指導になっています。

今、現状でいえば、那珂市のほうのいわゆる支援員といわれる方54名いますが、うち35人はそちらの受講が済んでいる方が担当しておりますので、石川議員おっしゃったような、その方専門のスキルとかそういった部分はないんですが、その認定資格を持った方が見ていただいているようなことでございます。

議長 ほかに。

遠藤議員 那珂市は、とにかく1校区1学童ということで、ずっと公立でやってこられたわけでありましてけれども、今、これ民間にということになってくると、この概要の説明を見ると、どうなんだろう、民間に何かしら委託するとかという場合、通常、公的なサービスよりもっといいものになる、住民サービスをよくするためにとか、民間活力を生かしてとか、そういうことのために基本的には民間の力を借りると思うんですね。そういう雰囲気をちょっと感じないのだけれども、そういうことがどうなのかということと、あとは民間にすることによって、一番大事な子どもにとって、何がどうよくなるのかをちょっと教えてください。

こども課長 今回、公設から公設民営に考えている部分の一つとして、アンケートの課題にもございました、まずうちのほうで考えている部分なんですけれども、各学童のWi-Fi環境は整えたいなというふうに考えているのが一つです。

あと、そのシステムを使って、今現状、緊急一時とかの利用の方が急遽欠席しますよというような場合は、こども課のほうに電話をいただいて、今日欠席、要は休みますという報告をいただいたんですが、そういったものを保護者のスマートフォンとか、そういったツールを使ってできる登園システムとかも、それに合わせて整備していきたいというふうな考えはございます。

遠藤議員 それは、例えば子どもにとってよくなる環境づくりとして、今、公設ではWi-Fiがないので、民間はWi-Fiがあるところに委託をしなければいけないようなことなのか、あとはそういうサービスがある民間に委託するから、子どもたちもしくは保護者にとっていいことなのか。ちなみにそれって、今の公設でできないのか。何のために民間にするかがいまいち、ごめんなさい、僕の中でよく分かっていなくて、どうやらい

ろいろな今のご指摘によると、公的では人材確保が困難であるとか、支援員の資質向上が課題であるとか、そういうことはありますけれども、それというのは、おそらく民間だって同じであって、これを、今せつかくずっと長年公設公営でやってきた那珂市の学童保育をこれから民間に託すに当たって、その必要性と理由が、ちょっといまいち不明確だろうなと思うんですが、どうですか。

こども課長 先ほどのWi-Fiの件についてちょっと言及しますが、実際そういう整備を行った場合に、今現状の支援員、年齢構成は先ほどのグラフのほうに載っていますけれども、高齢の方だからそういったものは疎いとは一概には言えないんですが、実際に整備して、システムの不具合とかになった場合に、それに対応し得る人材であったりと、研修を事前に受けるとかというのがちょっと難しいような部分は多分にあります。

今回、ちょっと話がそれますけれども、主任の支援員については、こども課のほうとパソコンを使って、実際に出欠の部分とか月の報告も上げてもらっている現状がございませう。そういった部分に関しても、次の主任候補の支援員に声かけをするんですけども、パソコン私分からないから嫌だ、ちょっと無理だというので断られているような、そういう状況で現状運営しているような部分がございまして、どうしても今の対応には限界があるのかなというふうに考えております。

遠藤議員 いろいろと大変なんだろうとは思いますが、一つきちっと認識していただきたいのは、民間にした場合、民間は利益がなければ事業ができないんですよ。事業を続けていけない、潰れる事業者だってあるかもしれない。でも、そこに預けていた子どもたちの行き場がなくなっちゃうじゃないですか、そうしたらば。民間に預けたときはきちんと成り立つような支援をしていかなければいけないだろうし、そもそも学童保育事業は、どこだってそうですよ。放課後預かるので午前中からじゃない、フルタイムの従業員を雇わなければいけないわけですよ、民間だって。だからそういう人を探す努力は一緒だと思うんですよ。

だから、そういった意味ではそういったなかなか、ちょっとある意味フルタイムで働くことのできない方々を雇って運営していかなければいけない学童を、今までは公立であるから、きちっと子どもたちを安心して預けることができたわけだけれども、民間となると、そこらのところがいまいち不安なところが出てくるのは、これは痛しかゆしのところなんです。ただそれを補って、余りあるこういうサービスがあるから、子どもたちにとってこっちのほうがいいんだと、そういう判断で那珂市としてはそういう方向でいくんだということであれば、それをきちんと理論構成していただいて、議会の我々にもしっかり示していただかないと、もっともっと言えば、保護者にそういったことを示していただかないと安心して預けられないんですよ。今はまだ公立だから安心して預けていられる部分が最低あると思います。それを民間にするということは、それを補って余りあるいいことがあることがなければ、やはり厳しいと思うんですよ。そこらについて

て最後、どうぞお願いします。

こども課長 議員おっしゃられたこと、今後検討していくに当たって、その辺十分検討を踏まえながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。よろしくお願いします。

議長 ほかに。

古川議員 申し訳ございません、もう一つだけ。

今、1校に1つ学童があるわけですね。それが、民間に委託した場合は、民間はその施設、今ある施設を利用して運営するのか。もしそうでないとすると、じゃ市内のどこかに拠点があって、そこまで送迎してやるよとか、いろいろな方法があると思うんですね。それをどういうふうにするのかということと、それから1つの民間が9つ全部やるんだったら、ある程度十分なサービスなんでしょうけれども、これが幾つかの事業者になった場合に、例えばですけども、うちの地元の菅谷に菅谷学童があります。A社がやることになりました。こっちの学校のほうはB社がやることになりました。こっちのサービスがいいから、こっちに行きたいだというようなのが出てくるような気がするんですね。ましてそこに利用料金が違ったら、なおさらですね。だからその辺をどのようにされるのか。今具体的なことは結構でけれども、そういったことも考えていただきたいというお願いだけしておきます。

議長 答弁はよろしいですか。

古川議員 いいです。

議長 ほかに。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は退席を願います。ご苦労さまでした。

休憩（午後0時37分）

再開（午後0時38分）

議長 再開します。

続きまして、令和5年度第1回茨城県市議会議長会議員研修会への議員派遣についてご報告いたします。

研修会の出席者については、寺門勲議員、小池正夫議員、原田陽子議員の3名の方を各常任委員会より選出いただきました。明日の最終日に、議員派遣として本会議に報告をさせていただきます。決定いたしました3名の方については、よろしくお願いいたします。

続きまして、産業建設常任委員会、小池委員長より報告を願います。

小池議員 産業建設常任委員会より調査事項について報告をいたします。

当委員会では、道の駅整備について調査事項として、昨年10月に道の駅川場、道の駅しもつけ、道の駅ごかの視察を行い、執行部に報告書を提出いたしました。今年7月には道の駅猪苗代、道の駅ふくしまの視察を行いました。また、「議員と語ろう会」においても、テーマを那珂インターチェンジ周辺開発についてとして、市民の皆様の声を伺いました。

当委員会では、道の駅は構想段階ではありますが、道の駅をつくる場合において視察をしてきた内容を参考とし、また、「議員と語ろう会」での意見や要望を踏まえまして、サイドブックに掲載をいたしました要望書のとおり、執行部に対する要望事項をまとめ執行部に提出し、調査を完了することといたします。

以上、報告いたします。

議長 委員長の報告が終わりました。

何か確認したいことはございますか。

遠藤議員 どうもお疲れさまでございました。

この内容というのは、あくまでも道の駅をつくる場合においてというようなまとめということでよろしいんですか。

小池議員 ここに書いてあるとおり、今現在、構想段階ということです。

遠藤議員 分かりました。

あと、これはあくまでも常任委員会としての要望ということで大丈夫ですか。

小池議員 はい、そうです。

議長 ほかに。

(なし)

議長 ないようですので、この件につきましては委員長報告のとおり決定いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、その他になります。事務局より説明があります。

次長補佐 私のほうから1件、10月の定例の全員協議会についてになります。

10月の全員協議会につきましては、10月26日木曜日です。午前10時から予定しておりますので、よろしく申し上げます。近くなりましたら、ラインワークスのほうで通知は差し上げます。

以上です。

議長 この件については以上といたします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

閉会（午後0時42分）

令和5年12月5日

那珂市議会議長 萩谷 俊行